

食安輸発0731第5号
平成24年7月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年7月31日付け食安輸発0731第2号）により通知したところです。

このたび、フランス産山羊乳チーズから腸管出血性大腸菌O103を検出し、当該製品が日本に輸出されていたとの情報を入手したことから、下記製造者について別添1の1（22）に追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、自主検査にて対応することとし、自主検査での対応が困難な場合には行政検査にて対応することとするので、よろしく願います。

また、本取り扱いを変更する期日については、別途連絡することとします。

記

製造者名：SOCIETE GABRIEL COULET S.A.

工場番号：FR 12 203 036 CE